

令和9年度からの大網白里市認定地域クラブ活動 設立・運営の手引き

【巻頭ナビゲーション】対象者別・逆引きインデックス

本手引きには、運営団体・実施主体、指導者、学校教職員、保護者・生徒といった様々な立場に関わる実務ルールが掲載されています。ご自身の立場に合わせて、まず以下の重要項目をご確認ください。

あなたの立場	確認すべき重要項目（知りたいこと）	該当セクション
地域クラブ活動を設立・運営したい団体 （既存の地域クラブ活動、新設の地域クラブ活動など）	・参加対象及び募集要件 ・活動場所の確保及び利用手続 ・会費の設定及び運営体制 ・認定要件（団体の基準） ・申請書類の作成及び提出 ・認定の有効期間 ・認定後の各種届出 ・認定の取消し ・地域クラブ活動「〇〇〇〇」規約（例） ・令和9年度からの大網白里市認定地域クラブ活動募集要項	第2章（2-1） 第2章（2-2） 第2章（2-3） 第5章（5-1） 第5章（5-2） 第5章（5-3） 第5章（5-4） 第5章（5-5） 第5章、規約 第5章、募集要項
指導者・スタッフ・ボランティア （指導に携わる方、見守りを行う保護者等）	・指導者の配置及び適格性の確保 ・指導者登録及び研修 ・指導者謝金に係る税務上の取扱い ・相談窓口の設置及び周知	第3章（3-1） 第3章（3-2） 第3章（3-4） 第4章（4-4）
学校教職員 （校長・教頭などの管理職、部活顧問の先生）	・学校教職員の兼職兼業 ・活動場所の確保及び利用手続 ・学校との情報共有及び過度な負担の防止	第3章（3-3） 第2章（2-2） 第4章（4-3）
保護者・生徒 （クラブへの参加・入会を検討されている方）	・活動時間及び休養日 ・安全管理及び移動時の留意事項 ・説明会・見学会期間中の参加について（参加費無料）	第4章（4-1） 第4章（4-2） 第5章、募集要項

1. はじめに

1-1. 背景と目的

中学校部活動は、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむとともに、豊かな人間関係や自己肯定感、責任感、連帯感を育むなど、心身の健全な成長に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、本市においても少子化の進行に伴う生徒数の減少により、学校単位で部活動を維持することが困難になり、単独では大会へ出場できない学校（種目）が増加するなど、生徒が希望する部活動を選択できる環境の維持が課題となっています。

また、全国的に教員の働き方改革の推進や教員不足への対応が求められる中、これまで学校が担ってきた部活動を継続していくことには限界が生じています。

このような状況を踏まえ、本市では、学校部活動がこれまで培ってきた教育的意義を継承しながら、休日の部活動を段階的に地域へ展開（地域移行）することにより、生徒が将来にわたり、継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる環境の整備を進め、「大網白里市地域クラブ活動」の推進を目指します。

本手引きは、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和 7 年 12 月文部科学省）、「大網白里市地域クラブ活動基本方針」（令和 8 年 6 月）、「大網白里市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」（令和 8 年 7 月 1 日施行）及び「大網白里市学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」（令和 8 年 7 月 1 日施行）に基づき、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び指導者が遵守すべき基本的な考え方や実務上の取り扱いを整理し、円滑かつ適正なクラブ運営を図ることを目的として作成したものです。

2. 地域クラブ活動の運営及び活動概要

2-1. 参加対象及び募集要件

本市の認定地域クラブ活動は、本市に居住又は在学する及び近隣の中学生などを対象とします。競技力の強化のみを目的として生徒を募集するものではなく、選抜を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れることを基本とします。また、障害のある生徒や運動・文化活動の経験が少ない生徒など、多様な生徒が安心して参加できる環境づくりに努めてください。

募集対象区域の設定

運営団体・実施主体は、受け入れ可能な人数や指導体制を踏まえ、募集対象区域を設定することができます。

例えば、「〇〇中学校区の生徒を優先する」など、地域の実情に応じた条件を設けることができます。募集対象地域を設定する場合は、誓約書兼申請書（別紙）及び募集案内等に、その内容をあらかじめ明記してください。

多世代による活動

地域クラブ活動は、中学生などを対象としますが、運営団体・実施主体が必要と認める場合は、小学生や高校生、地域住民などがともに活動する多世代の取組を妨げるものではありません。ただし、中学生とその他の参加者では体力・体格に差があることを十分に考慮し、活動内容や指導方法を工夫するとともに、安全管理を徹底してください。

生徒のニーズの反映

地域クラブ活動をより魅力あるものとするため、運営団体・実施主体は、生徒同士による活動目標の話し合いやアンケートの実施など、生徒の意見や考えを活動運営に反映できる仕組みづくりに努めてください。

2-2. 活動場所の確保及び利用手続

地域クラブ活動の活動場所は、市内中学校施設の利用を基本とし、活動内容や施設の利用状況に応じて公共施設のほか、運営団体・実施主体が有する施設等を利用します。学校施設及び学校施設以外の公共施設の利用にあたっては、次の手続により申請してください。

1 認定申請

【窓口：教育委員会管理課学校教育室（以下「学校教育室」という。）】

「大網白里市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」に基づき、活動時間、指導体制、安全管理などの認定要件を満たしていることを確認するため、学校教育室へ申請書類一式を提出し、あらかじめ教育長の「認定」を受けてください。

2 施設の利用申請

① 学校施設（体育館・グラウンド）を利用する場合

【窓口：生涯学習課スポーツ振興班（以下「大網白里アリーナ」という。）】

休日に学校施設（体育館・グラウンド）を利用する場合は、認定地域クラブ活動として優先的に利用枠を確保します。

なお、利用希望団体が多数となる場合は、施設利用に係る調整会議を開催することが

あります。施設の利用にあたっては、学校開放事業と同様の利用ルールを順守するとともに、学校と十分に連携・確認の上、利用してください。

② 学校施設（音楽室・美術室等）を利用する場合

【窓口：学校教育室】

休日に学校施設（音楽室・美術室等）を利用する場合は、学校教育室へ事前に相談してください。

なお、学校の安全管理上、利用できない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

※ 中学校体育連盟主催大会開催前の施設利用について

中学校体育連盟主催大会の開催前おおむね1ヶ月間は、中学校部活動が土日に活動を行うため、学校部活動による施設利用を優先します。

（例：6月1日～7月31日の総体前、9月1日～10月中旬の新人戦前など）

③ 学校施設以外の公共施設を利用する場合

【窓口：利用したい各施設】

休日に大網白里アリーナや公民館などの公共施設を利用する場合は、一般利用者と同様に、各施設の窓口で利用手続を行ってください。

なお、予約開始時期は施設によって異なり、利用日の属する月の1か月前から予約できる施設や、2か月前から予約できる施設があります。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

2-3. 会費の設定

運営団体・実施主体は、クラブの運営に必要な実費（指導者謝金、活動場所利用料、保険料、消耗品費など）を踏まえ、持続的かつ安定的な運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等（受益者負担）を設定してください。

ガバナンスコードの遵守（適正かつ透明な組織運営）

運営団体・実施主体は、スポーツ庁が定める「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」の趣旨を踏まえ、公正かつ適切な会計処理を行うとともに、透明性を確保するため、保護者等の関係者に対して必要な情報を適切に開示してください。

また、地域クラブ活動は営利を主たる目的とするものではありません。

金銭に関するトラブルを未然に防止するため、「代表者個人の現金や預金口座」と「クラブの会計」を明確に区分するとともに、代表とは別に会計担当者をおき、適切な会計管理体制を整備してください。

さらに、毎年度、収支決算書を作成し、保護者等に適切に報告するとともに、必要に応じて内容を開示してください。

3. 指導者の要件・兼職兼業・税務対応

3-1. 指導者の配置及び適格性の確保

地域クラブ活動の指導者は、専門的な知識・技能を有するとともに、青少年の健全育成に対する深い理解と高い倫理観を備えた者を配置してください。

指導にあたっては、体罰・暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視など、生徒の人格を傷つける行為は決して許されません。指導者自らがそのような行為を行わないことはもとより、参加生徒同士による不適切な行為についても見逃すことなく、適切に指導してください。

また、勝利至上主義や成果のみを重視した指導に偏ることなく、生徒一人ひとりの成長や自主性を尊重した指導を行ってください。

原則とする複数指導体制

不適切な行為の防止や事故防止の観点から、活動にあたっては、原則として複数の指導者を配置してください。ただし、指導者が1人で活動する場合であっても、保護者やクラブスタッフ（見守り担当者）が常時複数名立ち合い、不適切な行為の抑止や緊急時の対応が可能な体制が確保されている場合は、必要な要件を満たしているものとします。

日本版 DBS 等による性犯罪歴確認

市教育委員会は、不適切な行為を防止するため、日本版 DBS（性犯罪歴等確認機構）等の制度を活用し、指導者の性犯罪歴等について適切に確認を行います。

また、運営団体・実施主体は、面談等により指導者としての適格性を確認するとともに、「認定地域クラブ活動指導者登録申請書」に記載された誓約事項を確認し、署名の上、提出するよう徹底してください。

指導者の要件

指導者は、まず、18 歳以上であること（高校生は除く）、過去の指導において、体罰やハラスメント等の問題がないこととし、次に掲げるいずれかの要件を満たす者とし、さらに、継続的な資質向上を図るため、市教育委員会が実施又は指定する研修を積極的に受講してください。

1. 教員免許を有する者
2. 外部指導者として経験を有する者
3. 公益財団法人日本スポーツ協会の中央競技団体等が認定する資格を有する者
4. 市内小中学校長の推薦を受けた者
5. 参加生徒の保護者
6. その他、市教育委員会が適当と認めた者

3-2. 指導者登録及び研修

地域クラブ活動において、生徒の指導に直接従事する者は、市教育委員会に登録された指導者であることを要件とします。本市では、地域クラブ活動の認定申請と指導者登録を併せて実施します。

指導者登録の手順

【ステップ1：認定申請時の登録（必須）】

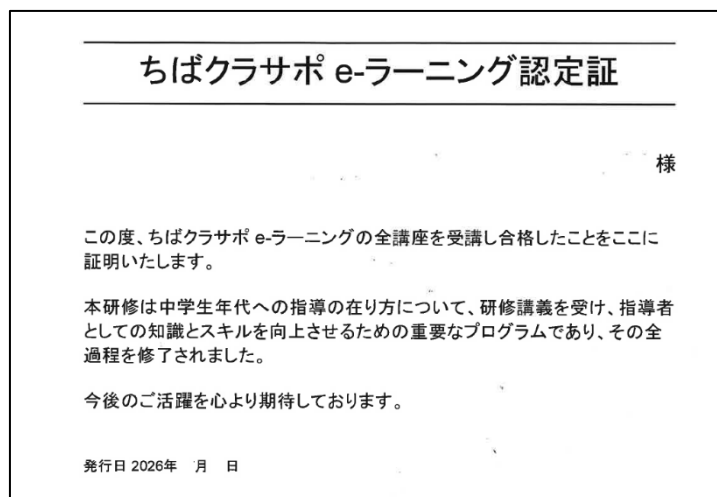
運営団体・実施主体は、地域クラブ活動の認定申請書類を提出する際、活動に従事する

予定の指導者全員分の『認定地域クラブ活動 指導者登録 申請書』を併せて提出してください。なお、本申請書には【誓約書】を含みますので、必要事項を確認の上、署名したものを提出してください。

【ステップ 2：研修の受講】

すべての指導者は、市教育委員会が指定する次の研修を受講してください。

当面の間は、千葉県が実施する「e ラーニング（ちばクラサポ）」によるオンライン研修の受講をもってこれに代えるものとし、受講後は修了証の写しを学校教育室に提出してください。



3-3. 学校教職員の兼職兼業

「大網白里市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」に基づき、学校教職員は、本人の希望に応じて地域クラブ活動に従事することができます。

学校教職員が従事する場合の実務

報酬の有無に関わらず、学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合は、学校長へ活動時間を報告するとともに、「勤務時間外の総業務量」を適切に把握し、健康管理に活用する必要があります。

このため、運営団体・実施主体は、対象となる学校教職員の活動実績時間を適切に管理し、必要に応じて証明できるよう活動記録を整備してください。また、学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合についても、**3-2.ステップ 1**『認定地域クラブ活動指導者登録 申請書』を提出してください。

指導打ち切り防止への対応

学校教職員が地域クラブ活動に従事するにあたっては、心身の健康の保持を最優先とします。学校での勤務時間の状況等により地域クラブ活動への従事が困難となった場合であっても、生徒への指導が急に中断されることのないよう、運営団体・実施主体と市教育委員会が連携し、必要な調整を行うものとしします。

3-4. 指導者謝金に係る税務上の取扱い

地域クラブ活動の指導者が、運営団体・実施主体から指導者謝金などの報酬を受け取る場合は、その報酬の内容に応じて、各指導者が適切に確定申告を行う必要があります。

所得区分

指導者謝金は、原則として「雑所得」（又は事業所得）に該当します。ただし、運営団体・実施主体と指導者との間で雇用契約を締結している場合は、「給与所得」となります。運営団体・実施主体は、指導者に対し、報酬の所得区分や源泉徴収の有無などについて、あらかじめ明確に説明してください。

確定申告が必要となる基準（20万円ルール）

会社員や公務員など、給与所得を有する指導者については、地域クラブ活動による所得（報酬から必要経費を差し引いた額）が年間 20 万円を超える場合は、原則として所得税の確定申告が必要となります。

※なお、所得税の確定申告が不要となる「20 万円以下」の場合であっても、住民税については、お住まいの市区町村への申告が必要となる場合がありますので、十分注意してください。

運営団体・実施主体の対応

運営団体・実施主体は、指導者が適切に確定申告を行えるよう、年間の支払額が確認できる書類を交付するよう努めてください。

また、給与所得として報酬を支払う場合は、「給与所得の源泉徴収票」を必要に応じて支払額を証明する書類を交付するなど、適切な対応に努めてください。

なお、税務上の取扱いは、個々の状況により異なる場合があります。詳細については、税務署又はお住まいの市区町村へご確認ください。

4. 活動のルール・安全管理・学校との連携

4-1. 活動時間及び休養日

運営団体・実施主体及び指導者は、生徒の心身の健全な成長と健康的な生活を確保するため、次に定める活動時間及び休養日の基準を厳守してください。

活動時間

- 平日 : 1日2時間程度以内（16時から20時までの範囲内）
- 学校の休業日（土日祝） : 1日3時間程度以内（18時までの範囲内）
- 週当たりの総活動時間 : 概ね11時間以内を目安とします。

休養日

土曜日又は日曜日のいずれか1日を休養日としてください。また、週当たり2日以上（平日1日及び土曜日又は日曜日のいずれか1日を基本）の休養日を設けるよう配慮してください。大会等により休日に活動した場合は、別の日に休養日を振り替えるなど、生徒の健康管理に十分配慮してください。

長期休業期間

夏季休業期間などの長期休業中については、学校の休業日と同様の基準により活動するとともに、一定期間の休養期間（オフシーズン）を設けてください。

定期考査期間

定期考査開始の概ね1週間前から終了までは、原則として活動を休止する、又は活動時間を短縮するなど、生徒の学習に十分配慮してください。

4-2. 安全管理及び移動時の留意事項

健康観察及び活動環境の確認（熱中症対策）

指導者は、活動の前後に必ず生徒の健康状態を確認するとともに、活動日の気温、湿度及び暑さ指数（WBGT）等の環境を十分に把握した上で、活動内容や活動時間を適切に設定してください。

また、活動中は、適切な休息時間を確保するとともに、こまめな水分補給を促すなど、熱中症の予防に努めてください。

用具・施設の安全点検

活動開始前には、使用する施設、用具及び設備の安全点検を必ず実施してください。施設及び設備等に異常や不具合を確認した場合は、活動場所の管理者に報告するとともに、安全が確認されまでは使用を控えてください。

緊急時の連絡体制の整備

運営団体・実施主体は、活動場所の管理者とあらかじめ事故等が発生した場合の対応や責任区分を確認するとともに、緊急時の連絡体制を整備し、事故発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう備えてください。

保険への加入と自転車利用時のルール

参加者及び指導者は、自身の怪我等に備えた傷害保険及び個人賠償責任保険に加入することを必須とします。また、運営団体・実施主体は、活動場所への移動について引率者及

び指導者の責任を負わないことをあらかじめ明確にするとともに、自転車を利用する参加者に対しては、自転車保険への加入及びヘルメットの着用について、継続的に指導及び確認を行ってください。

4-3. 学校との情報共有及び過度な負担の防止

地域クラブ活動における事故やトラブルへの対応責任は、原則として運営団体・実施主体が負うものとします。重大な事案が発生した場合は、速やかに学校へ報告するとともに、学校が過度な負担（生徒の呼び出しや指導等）を負うことがないように、必要な範囲で連携を図ってください。

また、日常的な生徒間のトラブルについては、原則として指導者及び保護者が主体となって対応してください。

4-4. 相談窓口の設置及び周知

運営団体・実施主体は、クラブの規約や保護者向け資料等に、クラブ内の相談窓口（担当者及び連絡先）を明記してください。

併せて、市教育委員会及び公益財団法人日本スポーツ協会が設置する相談窓口の連絡先を案内し、相談内容に応じて適切な相談先を周知するよう努めてください。

5. 地域クラブ活動設立・認定手続

【設立・認定から活動開始までの流れ】

時期	手続き・活動の流れ	具体的な実務内容・ポイント
令和8年7月～8月	① 申請書類の準備と提出	・募集期間：令和8年7月1日（水）～8月31日（月）まで ・必要書類を揃えて学校教育室（市役所別棟2階）へ提出
令和8年9月～	② 審査及び認定通知の交付	・教育委員会による審査の実施 ・審査通過団体へ「認定通知書」又は「不認定通知書」の交付
令和8年11月頃	③ 生徒・保護者への周知	・市内中学校を通じて、生徒・保護者へクラブ活動案内の配付・周知協力
令和9年1月～2月	④ 説明会・見学会の実施	・広く会員を公募するための説明会や見学会（生徒の参加費は無料）
令和9年4月	⑤ 正式入会・地域クラブ活動開始	・生徒の正式入会手続きの完了、休日活動・運営が本格スタート！

※なお、上記のスケジュールは、1次募集における標準的な例です。1次募集終了後も、年間を通じて随時相談及び申請を受け付けます。

5-1. 認定要件（団体の基準）

認定を受けることができる団体は、適切な活動時間、可能な限り低廉な参加費、指導体制、安全確保、適切な運営体制及び学校等との連携など、認定要件をすべて満たしていることが必要です。また、適正なガバナンスを確保するため、監事は代表、副代表及び会計を兼ねることはできません。

役員は、代表、副代表、会計及び監事を必ずおいてください。

5-2. 申請書類の作成及び提出

認定を希望する団体は、次の提出書類及び添付書類を一式揃え、学校教育室へ提出してください。

※様式は、大網白里市ホームページからダウンロードできるほか、学校教育室・大網白里アリーナ・中央公民館・中部コミュニティセンター及び白里公民館の窓口でも配布しています。



【大網白里市ホームページ】

<https://www.city.oamishirasato.lg.jp/0000015367.html>

提出書類・添付書類	書式区分・作成のポイント	確認欄
大網白里市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（別記第 1 号様式）	市指定様式（※クラブ認定と同時に初期の指導者登録・誓約を行います）	☐
大網白里市認定地域クラブ活動認定要件確認書（別記第 2 号様式）	市指定様式	☐
【添付書類①】 団体の規約または会則等	任意様式（手引き巻末の「規約例」をベースに各団体で作成してください）	☐
【添付書類②】 地域クラブ活動の活動計画書	任意様式（活動の曜日・時間・具体的な場所・指導体制が分かるもの）	☐
【添付書類③】 地域クラブ活動に係る収支計画書 ※ <u>地域クラブ活動の実施主体等が個人事業主や株式会社等場合のみ</u>	任意様式（指導者謝金、保険料、施設利用料、消耗品費等の内訳を明記）	☐
認定地域クラブ活動指導者登録申請書	市指定様式（※活動に従事する予定の指導者全員分の提出が必須です）	☐

5-3. 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定の効力が生じた日の属する年度の翌々年度末までとします。
（例：令和 8 年度中に認定を受けた場合は、令和 11 年 3 月 31 日まで有効）

5-4. 認定後の各種届出

認定後に次の事項が生じた場合は、速やかに必要な届出を行ってください。

- 申請内容に変更が生じたとき：変更届（別記第 5 号様式）を提出してください。
- 新たに指導者を追加するとき：指導者登録申請書を提出してください。
- 活動を休止又は廃止するとき：休止届（別記第 6 号様式）又は認定取消申出書（別記第 7 号様式）を提出してください。

5-5. 認定の取消し

市教育委員会が、現地確認等により活動状況を確認し、不正な行為が認められた場合又は市教育委員会の指導に従わない場合は、教育長が認定を取り消します。

地域クラブ活動「〇〇〇〇」規約（例）

第1章 総則

（名称と目的）

第1条 本クラブは、「〇〇クラブ」（以下「本クラブ」という）と称する。

2 本クラブは、生徒を対象に、〇〇活動を通じて青少年の心身の健全な育成を図るとともに、生涯にわたりスポーツ又は文化芸術活動に親しむことを目的とする。

（活動の基本方針）

第2条 本クラブは、大網白里市教育委員会が定める関係法令、各種ガイドライン及び認定要件を遵守し、安全かつ適切な活動を行うものとする。

（1）活動時間は、平日は1日2時間程度以内、学校休業日は1日3時間程度以内とする。

（2）休養日は、週2日以上（平日1日、土日いずれか1日を基本）設けるものとする。

（3）年間及び月ごとの活動計画を作成し、会員及び保護者へ周知するものとする。

第2章 会員及び会費

（加入と退会）

第3条 入会を希望する者は、別紙様式1「入会申請書兼同意書」を提出し、代表の承認を受けるものとする。

2 退会を希望する者は、別紙様式2「退会申請書」を提出するものとする。

3 登録期間は、入会日から当該年度末までとし、継続する場合は毎年度更新するものとする。

（会費）

第4条 会費は、会員1人当たり月額〇、〇〇〇円とする。

2 一度納入した会費は、特別の事情がある場合を除き返還しない。

3 大会参加費、遠征費その他活動に必要な実費については、必要に応じ別途徴収することができる。

第3章 役員及び指導者

（役員の設置）

第5条 本クラブに、次の役員を置く。

（1）代表 1名

（2）副代表 若干名

（3）会 計 若干名

（4）監 事 若干名

2 役員は、総会その他民主的な手続きにより選任する。

3 監事は、代表、副代表及び会計を兼ねることができない。

（役員の職務）

第6条 代表は、本クラブを代表し、会務を総括する。

2 副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代理する。

3 会計は、会計事務を処理する。

4 監事は、会計及び業務執行の状況を監査する。

(指導者)

第7条 指導者は、安全で適切な指導を行い、会員の人格及び人権を尊重しなければならない。

2 体罰、暴言、ハラスメントその他不適切な行為を行ってはならない。

3 市教育委員会が指定する研修を受講するとともに、必要な保険へ加入しなければならない。

第4章 安全管理

(安全管理)

第8条 本クラブは、安全管理を最優先とし、活動前後の健康観察、施設及び用具の点検並びに事故防止に必要な措置を講ずるものとする。

2 自転車で活動場所へ移動する場合は、ヘルメットを着用するとともに、自転車保険へ加入するものとする。

(保険)

第9条 会員及び指導者は、障害保険及び賠償責任保険その他必要な保険へ加入しなければならない。

(事故等への対応)

第10条 事故又は重大なトラブルが発生した場合は、速やかに保護者及び関係機関へ連絡するとともに、必要に応じて、学校及び市教育委員会へ報告するものとする。

(事故の責任)

第11条 会員は、本クラブの活動に際しては、諸規定を遵守し、指導者の指示に従い自己の責任において活動する。指導が適切に行われている場合は、障害等の事故が起こっても、加入する保険の賠償の範囲内で対応するものとし、本クラブ及び指導者に対し損害賠償を請求できないものとする。

第5章 会計

(会計処理)

第12条 本クラブの会計は、適正かつ透明性を確保して処理するものとし、代表個人の資産と明確に区分して管理しなければならない。

(会計年度)

第13条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑則

(規約の改正)

第14条 この規約の改正は、総会の議決を経て行うものとする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、本クラブの運営に必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

【別紙様式 1】 入会申請書兼同意書（例）

申込日： 令和 年 月 日

〇〇クラブ 代表 様

本クラブの規約を遵守するとともに、下記の確認・同意事項を確認し、同意の上、入会を申請します。

1 会員情報

(フ リ ガ ナ) 氏 名			
学校名・学年	中学校	年	組
生 年 月 日	平成	年	月 日
住 所	〒		
電 話 番 号			
緊 急 連 絡 先			

2 保護者

保護者氏名 (自書)		続柄	
電 話 番 号			

3 確認・同意事項

次の事項を確認し、同意します。

- ① 本クラブの活動の規約及び活動方針（活動時間及び休養日等）を理解し、円滑なクラブ運営が図られるよう、家庭においても協力します。
- ② 活動中及び活動場所への往復中における事故や怪我については、加入する傷害保険等の補償内容に基づき対応されることを理解し、規約に定める事項を了承します。
- ③ 活動への参加にあつたては、指導者の指示に従うとともに、活動場所への往復時には交通ルールを順守し、安全確保に努めます。また、自転車を利用する場合は、ヘルメットを着用するとともに、自転車損害賠償責任保険等へ加入します。
- ④ 活動に必要な範囲において、会員及び保護者の氏名、連絡先その他必要な情報を、本クラブの運営及び市教育委員会との連携に利用することに同意します。

【別紙様式 2】退会申請書（例）

提出日：令和 年 月 日

〇〇クラブ 代表 様

下記の通り、退会を申請します。

1 会員情報

氏 名	
学校名・学年	中学校 年 組
退会希望日	令和 年 月 日

2 退会理由

退 会 理 由	(該当するものに○)
	1 学業との両立
	2 他の活動への参加
	3 転居
	4 健康上の理由
	5 その他 ()

3 保護者

保護者氏名 (自書)		続柄	
電 話 番 号			

令和9年度からの大網白里市認定地域クラブ活動 募集要項

大網白里市教育委員会では、休日の学校部活動の地域展開に伴い、中学生が安心・安全に活動できる「大網白里市認定地域クラブ活動」を募集します。

1 募集対象・種目

- 大網白里市内の中学生を対象とするスポーツ・文化芸術活動を行う団体
- ・スポーツ協会加盟団体
 - ・スポーツ少年団
 - ・民間クラブ
 - ・地域スポーツクラブ
 - ・新設されるクラブなど

【現在各中学校で活動している部活動】

(大網中)

野球・サッカー・陸上競技・ソフトテニス・ソフトボール・バスケットボール・バレーボール・卓球・バドミントン・剣道・柔道・吹奏楽・美術

(白里中)

ソフトテニス・バスケットボール・バレーボール・卓球・吹奏楽・美術

(増穂中)

陸上競技・ソフトテニス・バスケットボール・バレーボール・卓球・柔道・吹奏楽・美術

2 認定条件（団体・指導者の主な要件）

認定を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

(1) 運営体制

- ・代表・副代表・会計・監事を置くこと
- ・規約（会則）を整備すること
- ※監事は他の役職を兼務することができません。

(2) 活動基準の遵守

- ・休日の活動時間は概ね3時間以内（18時まで）
- ・土日のどちらかを休養日とすること

(3) 安全管理・保険

- ・指導者、会員ともにスポーツ傷害保険へ加入すること
- ・指導者は、賠償責任保険に加入すること

(4) 指導者の研修受講

すべての指導者は、市教育委員会の指定する研修を受講してください。

※当面は、千葉県が実施する「eラーニング（ちばクラサポ）」のオンライン研修の受講をもって代えるものとし、修了証の写しを提出してください。

(5) 不適切行為の禁止

体罰・暴言・ハラスメントを一切行わないこと。

3 認定団体への支援・優遇措置

認定された団体は、次の支援を受けることができます。

(1) 学校施設の優先利用

- ・休日の学校施設（体育館・グラウンド等）を無料で利用できます。
- ・各学校の施設利用調整では、優先的に利用枠を確保します。
- ・希望団体が多い場合は、調整会議を開催することがあります。
- ・学校開放と同様のルールを守り、学校と連携・確認の上、利用してください。

(2) 学校を通じた周知・募集協力

市内の各中学校を通じて、生徒・保護者へクラブ活動の案内や見学会の情報を周知・配付することができます。

4 地域クラブ活動の説明会について

広く会員を募集するため、認定申請後に「説明会」を開催することができます。
なお、説明会に参加する生徒の参加費は無料としてください。

5 提出書類

認定を希望する団体は、「提出書類・添付書類一式」を揃えて提出してください（※様式は、市ホームページからダウンロードできるほか、市教育委員会・大網白里アリーナ・中央公民館・中部コミュニティセンター・白里公民館の窓口にて配付）。



【市HP】

※市広報紙7月30日（木）から訂正

6 募集期間及び提出先

募集期間：1次募集 令和8年7月1日（水）～ 令和8年8月31日（月）まで

※2次募集以降の実施については、市ホームページ等で順次お知らせします。

- ・提出方法：持参、郵送、または電子メール
- ・提出・お問い合わせ先（統一窓口）：大網白里市教育委員会管理課学校教育室

〒299-3292 千葉県大網白里市大網 115-2（市役所別棟2階）

電話番号：0475-70-0372

メールアドレス：kanri@city.oamishirasato.lg.jp

7 「地域クラブ活動運営団体」向け説明会

認定申請を予定している団体及び認定を検討している団体を対象に説明会を開催します。

※事前申込みが必要です。

※参加は、任意です。

- ・日時：7月31日（金）18時～
- ・場所：市役所別棟2階 大会議室



【説明会申し込み】

8 申請から活動開始までのスケジュール

令和8年7月～：募集要項の配付・申請受付

令和8年9月～：教育委員会による審査・認定通知書の交付

令和8年11月頃：市内中学校を通じたクラブ活動案内の配付

令和9年2月頃：見学会（生徒の参加費無料）

令和9年4月：正式入会・地域クラブ活動開始

9 その他

令和9年度からは、学校の部活動は原則「平日のみ」の活動へ移行することを目指しています。ただし、中体連主催大会の開催前1ヶ月間は、土日の活動についても学校部活動として実施します。

（例1）6月1日から7月31日は、総体に向けて土日の施設利用は、学校部活動が優先

（例2）9月1日から10月中旬は、新人戦に向けて土日の施設利用は、学校部活動が優先